

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 1 5 2 号

令和 8 年 6 月 29 日

月 曜 日

目 次

規 則

- 四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 2

訓 令

- 会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 (総務課) 4

規 則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 8 年 6 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

四日市港管理組合規則第 2 号

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年四日市港管理組合規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（特別休暇） 第 1 1 条 （略） （1）・（2） （略） <u>（2）の 2 職員又は配偶者その他管理者が定める者（以下この号において「配偶者等」という。）が刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 316 条の 33 第 1 項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下この号において「犯罪被害」という。）を受けたことにより、職員が次のいずれかに該当することとなった場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要な期間（ロの場合にあつては 1 の犯罪被害について 5 日、ハの場合にあつては 1 の犯罪被害について 5 日（看護を要する配偶者等が 2 人以上の場合にあつては、10 日）を限度とする。）</u> <u>イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他管理者が定める行為を行うとき。</u> <u>ロ 心身の故障により勤務が著しく困難で</u>	（特別休暇） 第 1 1 条 （略） （1）・（2） （略）

<u>あるとき。</u> <u>ハ 犯罪被害を受けた配偶者等の傷病等に 伴う入院の付添い等を行うとき。</u> (3)～⁽²³⁾ (略) (休暇の単位及び計算) 第 1 3 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第 11 条第 2 号の 2 (イに掲げる場合を除く。)、第 4 号、第 5 号の 2、第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 11 号及び第 12 号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 3～7 (略)	(3)～⁽²³⁾ (略) (休暇の単位及び計算) 第 1 3 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、年次有給休暇並びに第 11 条第 4 号、第 5 号の 2、第 7 号、第 9 号、第 10 号、第 11 号及び第 12 号の休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。 3～7 (略)
--	---

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

訓 令

四日市港管理組合訓令第 2 号

序 中 一 般

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和元年四日市港管理組合訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 6（第 11 条第 1 項関係）			別表第 6（第 11 条第 1 項関係）		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
官 公 署 出頭	(略)	(略)	官 公 署 出頭	(略)	(略)
犯 罪 被 害 職 員 等支援	会計年度任用職員（経営企画部長が別に定める者に限る。）又は配偶者その他経営企画部長が定める者（以下「配偶者等」という。）が刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 316 条の 33 第 1 項各号に掲げる罪に係る行為による被害（以下「犯罪被害」という。）を受けたことにより、会計年度任用職員が次のいずれかに該当することとなつた場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 イ 犯罪捜査への協力、刑事訴訟手続、犯罪被害を受けた者の支援に係る制度の利用その他経営企画部長が定め	必要と認められる期間（ロの場合にあっては 1 ヶ月を超えない期間） ハの下の場合にあつては 5 日、ハの下の場合にあつては 1 ヶ月を超えない期間（看第 316 条の 33 第 1 項を要する配偶者等が 2 人以上の場合にあつては 10 日）（勤務時間より、会計年度任用職員の勤務時間が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、経営企画部長が別に定める時間）の範囲内（期間）			

	<u>る行為を行うとき</u>				
	ロ <u>心身の故障によ</u>				
	<u>り勤務が著しく困</u>				
	<u>難であるとき</u>				
	ハ <u>犯罪被害を受け</u>				
	<u>た配偶者等の傷病</u>				
	<u>等に伴う入院の付</u>				
	<u>添い等を行うとき</u>				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

- 1 この訓令は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<https://www.yokkaichi-port.or.jp>
